

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年2月29日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区在宅避難支援事業業務委託（単価契約）

#### (2) 業務内容

各家庭の災害時の備えを支援するとともに、区民の防災意識のさらなる向上を図るため、全世帯に対して防災カタログギフトを配付し、在宅避難をより推し進める。

詳細は、別紙1「業務内容説明書（予定仕様書）」のとおり。

#### (3) 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日

※契約期間中であっても、実施状況により委託内容を変更する場合があります。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

### 2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。

(7) 過去10年間（平成25年4月1日以降）に自治体における5万人以上を対象とした物品調達及び個別配送に係る事業を受託した実績を有していること。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を受託者自身が取得（取得申請中を含む）していること（証明するものを提出すること）。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 世田谷区における在宅避難環境整備の現状、災害対策施策及び本業務内容の理解度
- (2) 業務の実施体制（スケジュール、管理体制、情報連携、区との連絡体制等）
- (3) 業務実施内容の充実度及び履行の信頼度
- (4) 業務に要する見積り金額の妥当性
- (5) プレゼンテーション内容の明確性、的確性
- (6) その他（個人情報保護、セキュリティ対策、受託実績、追加提案等）

### 5 手続き等

#### (1) 担当部課

危機管理部災害対策課災害対策担当 北島、佐武

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第3庁舎3階32番窓口

電話：03-5432-2262

FAX：03-5432-3014

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和6年2月29日（木）～3月6日（水）

場所及び方法：上記（1）での配布又は世田谷区ホームページからダウンロード

※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

#### (3) 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

期限：令和6年3月6日（水）正午 必着

提出先：上記（1）に同じ

方法：持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

#### (4) 提案書等の提出期限、提出先及び方法

期限：令和6年3月27日（水）正午 必着

提出先：上記（1）に同じ

方法：持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

### 6 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 詳細な仕様、契約金額、候補者のWEB申込受付システムが提案どおり稼働すること等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。
- (3) 契約保証金は免除とする。

- (4) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (6) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (9) 提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求められることがある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口は、「5（1） 担当部課」に同じ。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 提案書の提出後に「2 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 電算処理の業務については、別紙3「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、別紙4「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。